

○警察署分庁舎の運営に関する訓令（平成20年3月7日本部訓令第5号）

[沿革] 平成23年9月本部訓令第14号、26年2月第5号改正

（趣旨）

第1条 この訓令は、警察署分庁舎の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（分庁舎）

第2条 次表の左欄に掲げる警察署に警察署分庁舎（以下「分庁舎」という。）を置き、分庁舎の名称は、同欄に掲げる警察署の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

| 警 察 署 | 分 庁 舎 の 名 称 |
|-------|-------------|
| 天理警察署 | 田原本警察庁舎     |
| 桜井警察署 | 宇陀警察庁舎      |
| 高田警察署 | 御所警察庁舎      |
| 五條警察署 | 十津川警察庁舎     |
| 吉野警察署 | さくら警察庁舎     |

（分庁舎所長）

第3条 分庁舎所長は、奈良県警察の組織に関する訓令（平成4年2月奈良県警察本部訓令第6号）第26条の2第3項に規定する分庁舎の管理に関する事務のほか、命を受け、次に掲げる事務について警察署長（以下「署長」という。）を補佐する。

- (1) 分庁舎における公印の使用、保管その他の取扱いに関すること。
- (2) 分庁舎における警察手帳の保管に関すること。
- (3) 分庁舎におけるけん銃及びたま（以下「けん銃等」という。）の保管に関すること。
- (4) 分庁舎における車両及び燃料（以下「車両等」という。）の管理及び使用に関すること。
- (5) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (6) 分庁舎における事務の内容の把握に関すること。
- (7) 前6号に掲げるもののほか、別に定めるところにより分庁舎所長が処理することとされている事項その他署長から特に命ぜられた事項に関すること。

（決裁等）

第4条 分庁舎における事務は、本庁舎の直属の上司を経て決裁を受けなければならない。

(文書の収受)

第5条 分庁舎に到達した文書は、警務県民サービス係において受領し、関係の係へ配布するものとする。

(当直勤務等)

第6条 分庁舎において、当直勤務及び閉庁日等勤務（日曜日から木曜日まで（当該曜日の翌日が休日（奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条第1項第2号及び第3号に掲げる日をいう。以下同じ。）である日を除く。）の勤務時間のうち午後5時15分から午後7時までの間及び月曜日から金曜日まで（当該曜日が休日である日を除く。）の勤務時間のうち午前6時から午前8時30分までの間並びに日曜日、土曜日又は休日の午前8時30分から午後5時15分までの間の勤務をいう。以下同じ。）を行うものとする。

2 分庁舎において当直勤務に従事する者及び閉庁日等勤務に従事する者（以下「分庁舎当直勤務員等」という。）は、当直長等（当直勤務における当直長又は閉庁日等勤務における総括責任者（当直勤務における当直長に相当する者をいう。）をいう。以下同じ。）の指揮を受け事務を行うものとする。

3 分庁舎当直勤務員等は、当直勤務及び閉庁日等勤務の時間中に取り扱った事務について、当直長等及び分庁舎所長に報告しなければならない。

(公印の取扱い等)

第7条 分庁舎における公印の使用、保管その他の取扱い、警察手帳及びけん銃等の保管並びに車両等の管理及び使用については、奈良県公安委員会公印規程（昭和36年8月奈良県公安委員会規程第2号）、奈良県警察公印規程（昭和36年8月奈良県警察本部訓令第6号）、警察手帳の取扱いに関する訓令（昭和37年7月奈良県警察本部訓令第8号）、奈良県警察官けん銃警棒等使用及び取扱いに関する訓令（昭和41年2月奈良県警察本部訓令第5号）、奈良県警察車両管理規程（平成3年11月奈良県警察本部訓令第15号）等に定めるところによるものとする。

附 則 （平成20年3月7日本部訓令第5号）

この訓令は、平成20年3月10日から施行する。

附 則 （平成23年9月16日本部訓令第14号）

この訓令は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 （平成26年2月21日本部訓令第5号）

この訓令は、平成26年3月3日から施行する。